

江の川水系出羽川流域
河川整備計画

平成 26 年 1 月

島 根 県

目 次

[ページ]

1. 江の川水系出羽川流域の概要	1
2. 対象区間及び期間	3
2.1 対象区間	3
2.2 対象期間	3
3. 河川整備計画の目標に関する事項	4
3.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4
(1) 過去の洪水概要、治水事業の沿革	4
(2) 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	6
3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	7
(1) 過去の渇水概要、水利用の状況	7
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	7
3.3 河川環境の整備と保全に関する事項	8
(1) 河川環境の現状と人々との関わり	8
(2) 河川環境の整備と保全に関する目標	14
4. 河川の整備の実施に関する事項	15
4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	15
(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所	15
(2) 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	17
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	20
(1) 河道の維持管理	20
(2) 河川管理施設の維持管理	20
(3) 河川敷地の維持管理	20
5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項	21
5.1 河川情報の提供	21
5.2 地域や関係機関との連携	21
(1) 河川愛護活動の支援	21
(2) 学識経験者等との連携	21
(3) 緊急時における対応	21
(4) 施設管理者や他機関との調整	22

1. 江の川水系出羽川流域の概要

出羽川流域は、中国山地の北側に位置し、その源を寒曳山（標高 825.8m）の北斜面に源を發し、途中、邑南町瑞穂地区において高水川、亀谷川、高見川、雪田川、長田川等の23支川を合わせ一級河川江の川に注ぐ、幹川延長34.4kmの一級河川です。県内における江の川の支川としては、八戸川に次ぐ大きな支川です。

流域面積は162.1k㎡で、邑智郡邑南町に属し、町の中心部を流れていることから、当地域における社会・経済に大きな役割を果たしています。

（地形・地質）

流域の地形は、上流部の邑南町出羽地区を中心に河岸段丘が形成され田園地帯が広がり、阿須那地区及び口羽地区においてわずかに平地がある他は、低山地に挟まれた急峻な谷地形となっています。地質は、上中流域が花崗岩及び流紋岩で構成され、下流域は安山岩、石英閃緑岩、砂岩、頁岩が多く分布しており、上流部の河岸段丘域では、第四紀洪積世の段丘堆積物が認められます。

（気候）

気候は、日本海型気候に属し、近年の平均気温が約12℃、平均年降水量が約1,900mmで、降水量は梅雨時期の6・7月及び台風期の9月に多くなっています。

（自然環境）

自然環境では、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオをはじめ、オヤニラミ等の貴重な生物が生息している他、昆虫類ではゲンジボタル、哺乳類ではニホンツキノワグマ、ニホンイタチ等の生息範囲が分布しているなど、多様な動物が生息しています。また、下流域の一部は江川水系県立自然公園に指定されており、渓谷の美しい河川景観が見られるなど、良好な河川環境を呈しています。

（人口・産業）

昭和55年からの島根県統計書及び平成22年の国勢調査によると、邑南町の人口は減少傾向にあります。また、年齢階層別人口構成の推移を見ると、高齢者率が近年30年間で19.5ポイント増加しており、過疎化、高齢化が進行しています。

産業別就業者数についても、人口の減少に伴い全体として減少傾向にあり、第三次産業人口は平成12年まで増加し、以降は概ね横這いとなっていますが、第一次産業人口は特に大きく減少しています。

（歴史・文化）

邑南町の歴史は、約1万年以上前まで遡ることができ、縄文・弥生式の出土品には「前期弥生式壺形土器」等珍しいものが見られます。鎌倉時代から江戸時代、明治末期までは、製

鉄業によって保たれており、出羽鋼の生産、砂鉄採取の鉄穴流しや鉦製鉄かんな たたらが盛んに行われていました。今でも地域には、鉄穴流し等につくられた棚田や鉦製鉄の遺構、農具等の民俗資料、神楽を始めとする伝統芸能等、有形・無形文化財が数多く残されています。

明治4年の島根県設置時、邑智郡は37の地区に分かれていましたが、明治22年（1889年）、島根県内の市制・町村制の施行（明治の大合併）と、昭和28年から昭和36年にかけての昭和の大合併により、羽須美村、瑞穂町、石見町の3つの行政区域が成立し、平成16年10月1日の町村合併により、現在の邑南町が誕生しています。

（土地利用）

流域の8割以上が山林であり、コナラ群落、コバノミツバツツジーアカマツ群落及びスギ・ヒノキ・サワラ植林がその大半を占めています。農耕地は流域の約1割であり、水田を中心に、出羽川及びその支川に沿うように分布しています。

（河川の特徴）

出羽川は、寒曳山の北斜面に源を発し、邑南町の中央部を北東に流下しています。高水川流入付近より下流は、兩岸に典型的な河岸段丘がみられ、高見川流入地点から急に東方に流路を転じ、伏谷を過ぎると、激しく蛇行しながら山あいを流下します。

水質は昭和橋地点及び下流の都賀大橋地点（江の川）で河川A類型（BOD2.0mg/l以下）を満足しており、概ね良好となっています。

流域内には瑞穂ハンザケ記念館や軍原いくさばらキャンプ場等といった川の自然環境を活用した施設がある他、ほたるまつり等川に関わりのあるイベントも多く開催されています。

出羽川及びその支川は、過去幾たびかの洪水による氾濫を繰り返し、沿川に生活する人々は甚大な被害を被ってきました。そのため、洪水被害の軽減を目的として、災害復旧に併せた河川改修等を実施してきました。

2. 対象区間及び期間

2.1 対象区間

江の川水系出羽川流域河川整備計画における対象区間は、表2.1に示す法河川の全ての区間です。対象区間位置図を図2.1に示します。

表 2.1 対象区間一覧表

河川名	対象区間	河川名	対象区間
出羽川	江の川合流点より 34.4km	長田川	出羽川合流点より 4.0km
菖蒲川	出羽川合流点より 3.0km	神谷川	出羽川合流点より 1.2km
大庭川	出羽川合流点より 1.5km	旅迫川	出羽川合流点より 2.3km
木須田川	出羽川合流点より 1.5km	雪田川	出羽川合流点より 2.8km
伏谷川	出羽川合流点より 3.9km	高見川	出羽川合流点より 6.5km
安田川	高見川合流点より 1.8km	杉谷川	安田川合流点より 0.6km
円の板川	高見川合流点より 5.0km	岩屋川	出羽川合流点より 4.5km
黒坊川	出羽川合流点より 1.8km	山田川	出羽川合流点より 0.8km
三沢谷川	出羽川合流点より 1.0km	堂所川	出羽川合流点より 2.5km
亀谷川	出羽川合流点より 5.0km	高水川	出羽川合流点より 3.6km
大草川	出羽川合流点より 3.8km	小林川	出羽川合流点より 3.5km
田ノ迫川	小林川合流点より 2.0km	三坂川	出羽川合流点より 0.3km

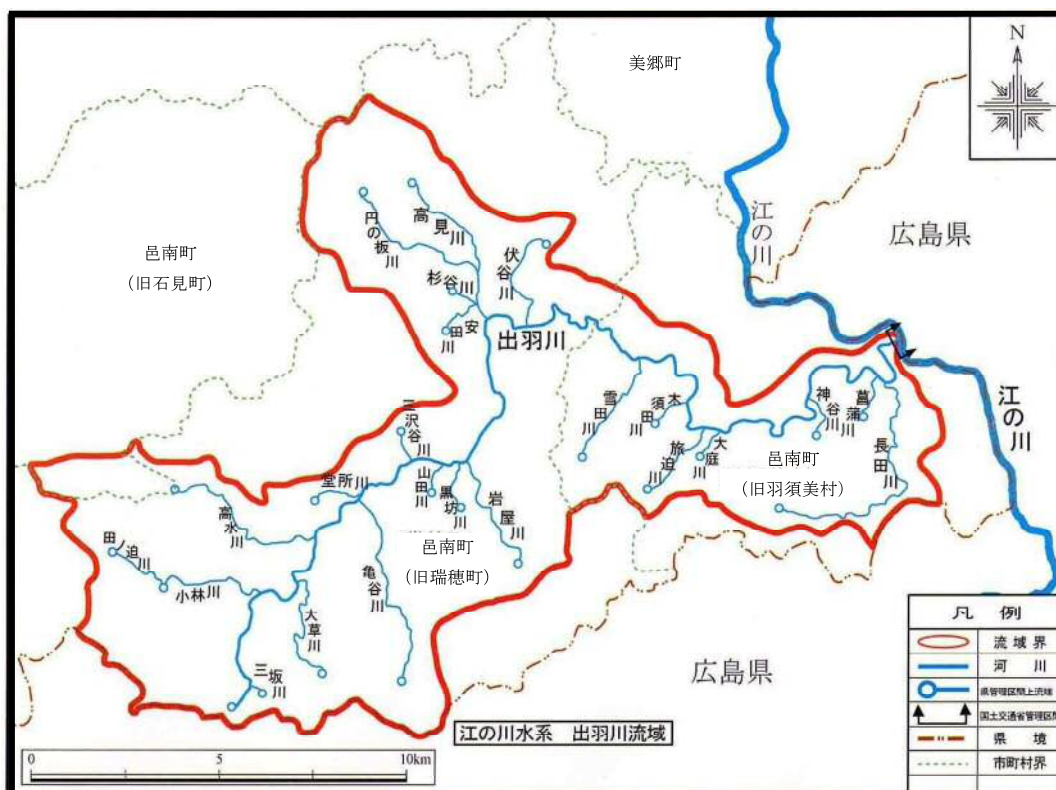


図 2.1 対象区間位置図

2.2 対象期間

江の川水系出羽川流域河川整備計画における河川整備の対象期間は、概ね15年間です。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 過去の洪水概要、治水事業の沿革

出羽川流域における洪水記録は江戸時代から残っており、古くから大雨による洪水が度々起こっていたことがわかります。記録を整理すると江戸時代は平均して3年に1度は洪水が生じており、特に天保8年（1837年）6月の大洪水では出羽大橋付近で17尺（約5メートル）増水し、出羽大橋が流出するなど各地に甚大な被害をもたらしました。

過去に被害が発生した主要な洪水の概要は表3.1のとおりです。

表 3.1 既往洪水の概要

発生年月日	気象要因	期間最大日雨量(瑞穂:mm)	洪水被害発生河川数	主な被害
S47 6/6～7/23	梅雨前線・台風6,7号及び9号	196	22 河川	<ul style="list-style-type: none"> 出羽川:農地浸水 8.8ha、宅地浸水 0.3ha、床下浸水 19 棟、床上浸水 1 棟 小林川:農地浸水 0.3ha、宅地浸水 0.3ha、床下浸水 1 棟 堂所川:宅地浸水 0.3ha、床下浸水 4 棟 安田川:農地浸水 0.2ha、宅地浸水 0.2ha、床下浸水 7 棟
S55 6/1～8/6	梅雨前線・豪雨	57	8 河川	<ul style="list-style-type: none"> 出羽川:宅地浸水 0.1ha、床下浸水 6 棟
S58 5/24～7/28	梅雨前線・豪雨	255	24 河川	<ul style="list-style-type: none"> 出羽川:農地浸水 98.8ha、宅地浸水 48.6ha、床下浸水 236 棟、床上浸水 98 棟、全半壊 1 棟 長田川:農地浸水 6.6ha、宅地浸水 0.3ha、床下浸水 8 棟、床上浸水 2 棟、全半壊 1 棟 大庭川:農地浸水 2.6ha、宅地浸水 0.1ha、床下浸水 4 棟、床上浸水 3 棟、全半壊 1 棟 岩屋川:農地浸水 1.9ha、宅地浸水 0.2ha、床下浸水 4 棟 円の板川:農地浸水 0.6ha、宅地浸水 0.1ha、床下浸水 2 棟 大草川:農地浸水 2.2ha、宅地浸水 0.3ha、床下浸水 1 棟 木須田川:農地浸水 3.0ha、宅地浸水 0.1ha、床下浸水 1 棟、床上浸水 1 棟 黒坊川:農地浸水 3.5ha、宅地浸水 0.2ha、床下浸水 7 棟 高水川:農地浸水 1.2ha、宅地浸水 1.3ha、床下浸水 19 棟、床上浸水 2 棟 高見川:農地浸水 15.1ha、宅地浸水 1.0ha、床下浸水 67 棟、床上浸水 9 棟、全半壊 1 棟 旅迫川:農地浸水 5.4ha、宅地浸水 0.1ha、床下浸水 8 棟、全半壊 2 棟
S60 5/27～7/24	梅雨前線・豪雨・台風6号	139	17 河川	<ul style="list-style-type: none"> 出羽川:農地浸水 24.9ha、宅地浸水 0.4ha、床下浸水 20 棟、床上浸水 2 棟 小林川:農地浸水 2.4ha、宅地浸水 0.1ha 田ノ迫川:農地浸水 4.3ha 三坂地区:農地浸水 0.3ha、宅地浸水 0.1ha、床下浸水 2 棟

出典：国土交通省（建設省）水害統計

アメダス観測年報（時日別値）；（財）気象業務支援センター

特に「昭和58年豪雨」は出羽川流域に大災害をもたらしました。出羽川及び支川23河川の全河川で洪水が発生し、家屋の全壊・流出を始めとする建物の被害や田畑の流失、埋没、冠水とそれに伴う農作物の被害、山腹崩壊による造林地の損害、道路や河川の決壊等、被害総額が47億円（昭和58年水害統計調査）を超え全域にわたり大きな被害をこうむりました。

これらの洪水を契機に、河川災害復旧助成事業により、江の川合流点より上流の出羽川本川で総延長約11kmの河川整備が完了しました。

その後、昭和61年には小規模河川改修事業により役場や学校、商店、家屋が軒を連ね洪水に対する被害ポテンシャルが高い出羽地区（岩屋川合流点下流から三沢谷川合流点上流）約1,850mの整備に着手し、岩屋川下流より旧瑞穂町の中心部に向けて約850mの河川整備を完了しています。

また平成14年からは安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業として、昭和45年～平成14年の33年間に9回の洪水履歴のある伏谷地区（伏谷川合流点付近約1,750m区間）の改修に着手し、現在は社会資本整備総合交付金事業として引き続き整備を進めています。



写真 3.1 出羽川：出羽大橋（昭和 58 年 7 月洪水）



写真 3.2 出羽川：琵琶甲橋（昭和 58 年 7 月洪水）

(2) 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

出羽川流域においては、過去昭和47年、昭和58年などをはじめとして大きな浸水被害が生じています。浸水被害の程度は降雨の状況や江の川本川の水位、流域の諸条件等多くの要因に左右されるため、出羽川の特性に応じた改修を実施する必要があります。

出羽地区および伏谷地区においては概ね10年に1回程度の確率で発生する洪水を安全に流下させることにより、家屋等の浸水被害を防ぎます。

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 過去の渇水概要、水利用の状況

出羽川流域は、山地が大部分を占め、人々の生活の場は山間を流れる支川や出羽川周辺に広がる平地であり、河川の流水はこれらの人々の生活を支えてきました。現在、出羽川流域には、許可水利15件、慣行水利263件の水利権があり、農業用水として約1,000haの灌漑に利用されている他、出羽川発電所による発電用水（最大：2.23m³/s、常時：1.66 m³/s）としても利用されています。

平成6年は西日本の広い範囲で渇水に見舞われ、島根県では県下40市町村において渇水対策本部が設置され、節水の呼びかけ等の広報活動が行われましたが、出羽川流域では特に大きな渇水被害は報告されていません。

なお、発電用水の取水による減水区間においては、取水施設がないことから利水に対しての問題もなく、また、魚類等の生息環境は渇水期においても維持されています。

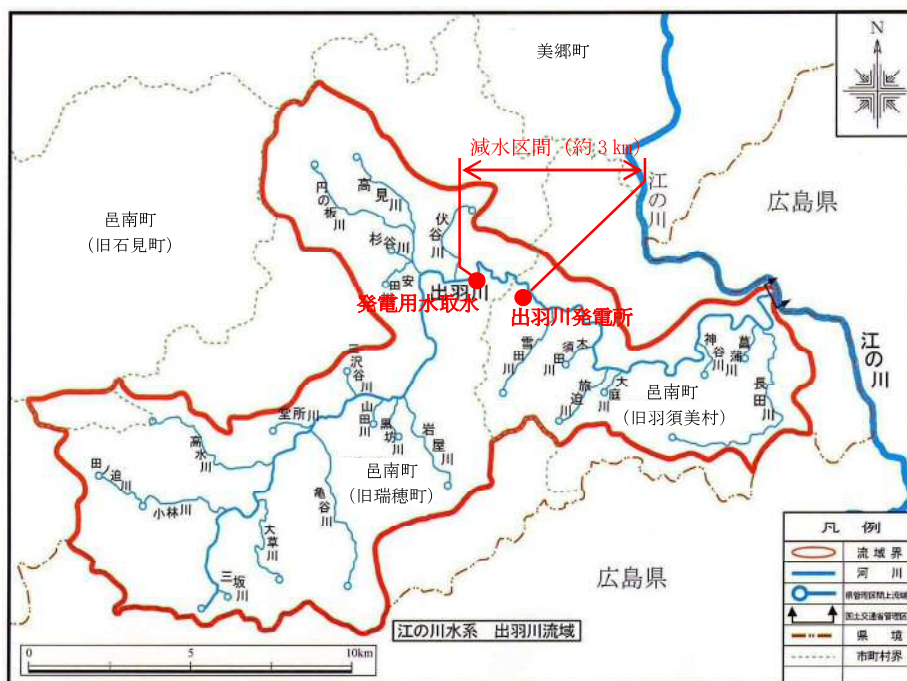


図 3.1 発電施設位置図

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水は、流域住民の生活用水や農業用水などとしての利用や、河川に生息する動物や水辺の植生を保護するなど、良好な河川環境を維持することなどに役立っています。出羽川流域では、大きな渇水報告はされていないものの、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等の観点から今後必要に応じて調査検討を行ったうえで決定します。

なお、農業用水、水道用水などの水利用実態、河川流況及び動植物の生息地または生育地の状況等の把握に努めるとともに地域や関係機関と連携し河川の適正な利用を図ります。

3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境の現状と人々との関わり

河道内には多くの瀬や淵が交互に連続して形成され、中洲及び寄州にはツルヨシ群落やヤナギ低木林等が繁茂しています。また、山付区間も多く見られ、川面まで迫る落葉広葉樹林（コナラ群落等）や竹林が形成されているなど、魚類等の良好な生息環境となっています。

このような環境の中、出羽川には、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオをはじめ、オヤニラミ等の貴重な魚類が生息している他、カワムツB型、カワヨシノボリ、アユ、ゲンジボタル等の多様な生物が生息しています。



写真 3.3 出羽川で確認された貴重種（改正しまねレッドデータブックより）

このように、出羽川流域の河川環境は、自然の営みにより作り出された地形及び動植物等の自然環境と深く関わっています。

出羽川流域で確認された主な生き物を表3.3に示します。

出羽川流域における水質については、「公共用水域水質測定計画」に基づく観測所が昭和橋地点にあり、また、下流には江の川の水質観測所が都賀大橋地点にあります。

両地点で水質はA類型を満足していることから、出羽川の水質はおおむね良好であるといえます。

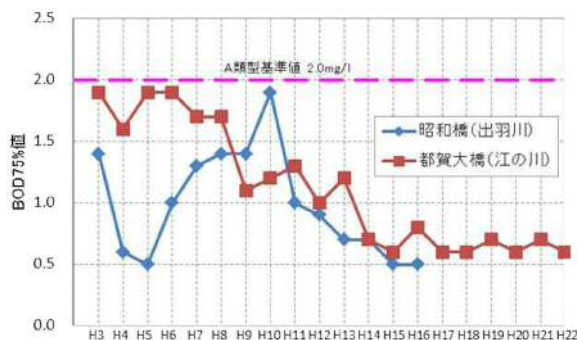


図 3.2 BOD75%値 (観測期間：H3～H22)

注) BOD (生物化学的酸素要求量) :
 バクテリアが水中の有機物を酸化分解するのに要する酸素量で、数値が高いほど川が汚れていることを表しています。
 環境基準は、類型毎に基準値が定められている生活環境保全項目と全ての公共用水に該当する人の健康の保護に関する項目があります。
 (出典：島根県公共用水域水質測定結果)

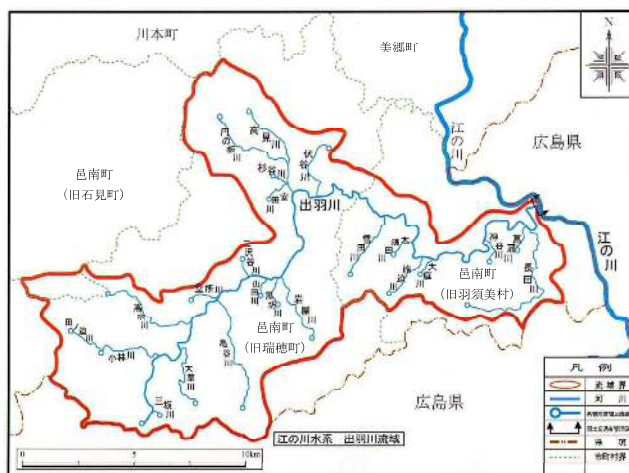


図 3.3 水質調査位置図



①三坂川合流点下流



②田所大橋下流



③高善寺橋下流



④淀田橋上流



⑤出羽橋上流



⑥瑞穂大橋上流



⑦原口橋上流



⑧瑞穂大橋上流



⑨稗原橋下流



⑩伏谷川合流点上流



⑪さつまや橋下流



⑫伏谷地区下流部



⑬本田橋上流



⑭雪田橋上流



⑮阿須那橋下流

写真 3.4 河道の状況

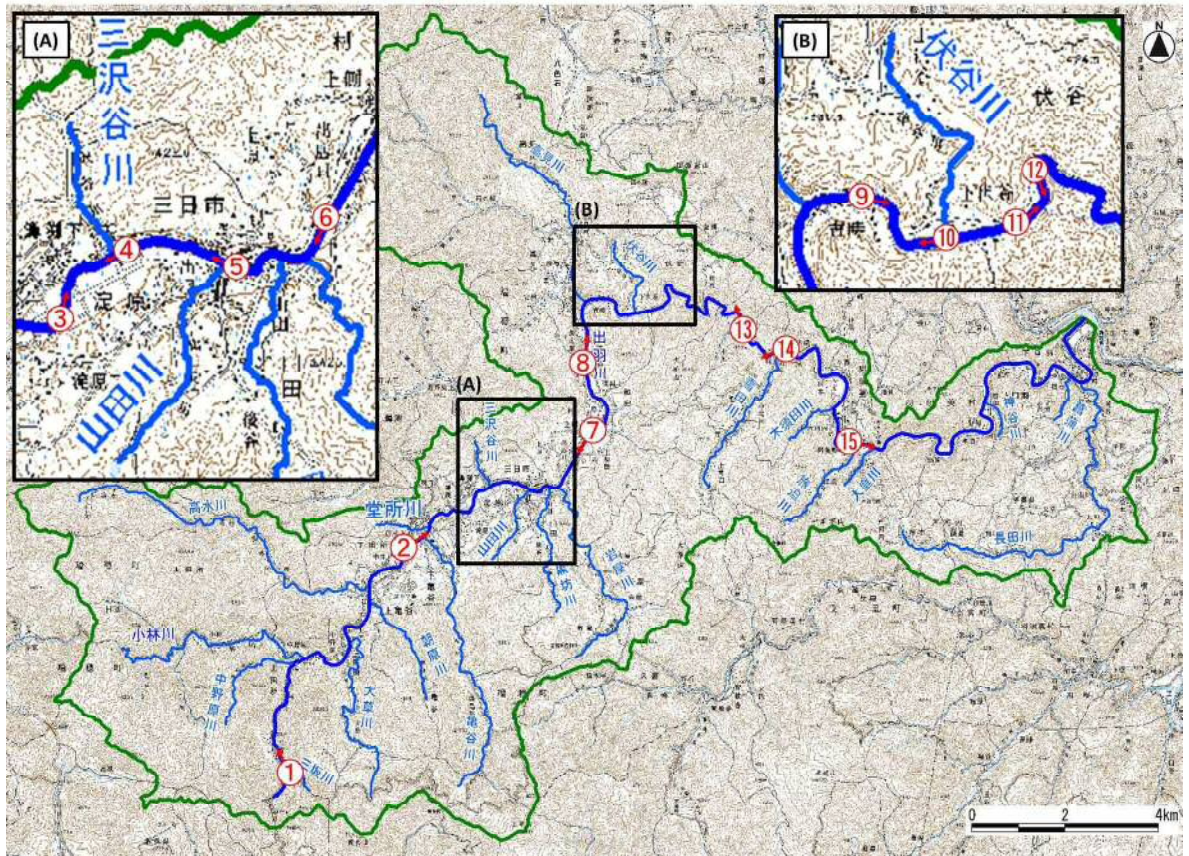


图 3.4 写真位置图

表 3.3 出羽川流域の河川で確認された主な生物

分類		主な確認種
植物	河道内	ヤシャゼンマイ〔島VU〕、クサソテツ、ネコヤナギ、カナムグラ、ミゾソバ、ナガミノツルキケマン〔環NT〕、タニガワコンギク、コバギボウシ、オニウシノケグサ、ツルヨシ、ナルコスゲ
	河畔	カワラハンノキ、コナラ、ケヤキ、モウソウチク
魚介類		カワヤツメ〔島VU、環VU〕、ニホンウナギ〔環EN〕、コイ、ギンブナ、オイカワ、カワムツ、タカハヤ、ウグイ、カワヒガイ〔環NT〕、ムギツク、カマツカ、ズナガニゴイ〔島NT〕、コウライニゴイ、イトモロコ、ドジョウ〔環DD〕、シマドジョウ、ギギ、ナマズ、アカザ〔島NT、環VU〕、アユ、アマゴ、カジカ大卵型〔島VU、環NT〕、オヤニラミ〔島CR+EN、環EN〕、オオクチバス、ドンコ、カワヨシノボリ
哺乳類		ヌートリア、タヌキ
鳥類		ゴイサギ、ダイサギ、アオサギ、カワセミ、キセキレイ、セグロセキレイ、カワガラス、カワラヒワ
両生類・爬虫類		オオサンショウウオ〔特天、島VU、環VU〕、アマガエル、トノサマガエル〔環NT〕、カジカガエル〔島NT〕、ニホンイシガメ〔環NT〕、カナヘビ
昆虫		コムラサキ、オオウラギンスジヒョウモン〔島DD〕、ツマグロキチョウ〔島VU、環EN〕
底生生物		カワニナ、スジエビ、サワガニ

略号	法令・基準等	ランク
特天	文化財保護法(文科省、1950)	特別天然記念物
島CR+EN 島VU 島NT 島DD	改定しまねレッドデータブック(島根県RDB) (島根県、2004(植物編のみ2013))	絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している種) 絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危機が増大している種) 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)
環EN 環VU 環NT 環DD	環境省レッドリスト(環境省RL) 〈日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト〉 (環境省、2012~2013)	絶滅危惧ⅠB類(ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) 絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危機が増大している種) 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) 情報不足(評価するだけの情報が不足している種)

出典：河川調査報告書(飯梨川、神戸川、周布川、静間川、伯太川、三隅川、八戸川、出羽川)(平成3年、島根県)、
特別天然記念物オオサンショウウオ生育分布調査報告書 瑞穂町に生息するオオサンショウウオの分布に関する
調査報告書(平成7年、瑞穂町教育委員会)、平成7年度メラ谷川火山砂防工事水と緑の溪流づくり調査業務委託
報告書(平成8年、島根県)、矢谷川中小河川改修工事環境調査(現地調査)業務報告書(平成9年、島根県)、
平成15年度 江の川水系河川水辺の国勢調査(魚介類調査)(平成16年、島根県)、江の川水系出羽川流域河川
整備計画策定業務委託報告書(平成14年、島根県)、江の川水系出羽川流域河川整備計画変更業務委託報告書
(平成24年、島根県)

また、出羽川流域では、川と人々との関わりは深く、川の自然環境を活用した施設やイベントが数多くあります。

中上流には、町の「エコミュージアム構想」の中核施設である、瑞穂ハンザケ自然館が整備されています。館内では、オオサンショウウオや出羽川に生息する魚を間近で観察できるほか、オオサンショウウオの生態や周辺の自然を学習することができます。また、周辺には、かみたどころ上田所ハンザケ観察舎、えんいた円の板ハンザケ観察舎、どうところがわ堂所川ハンザケ観察園路の関連施設も整備されています。

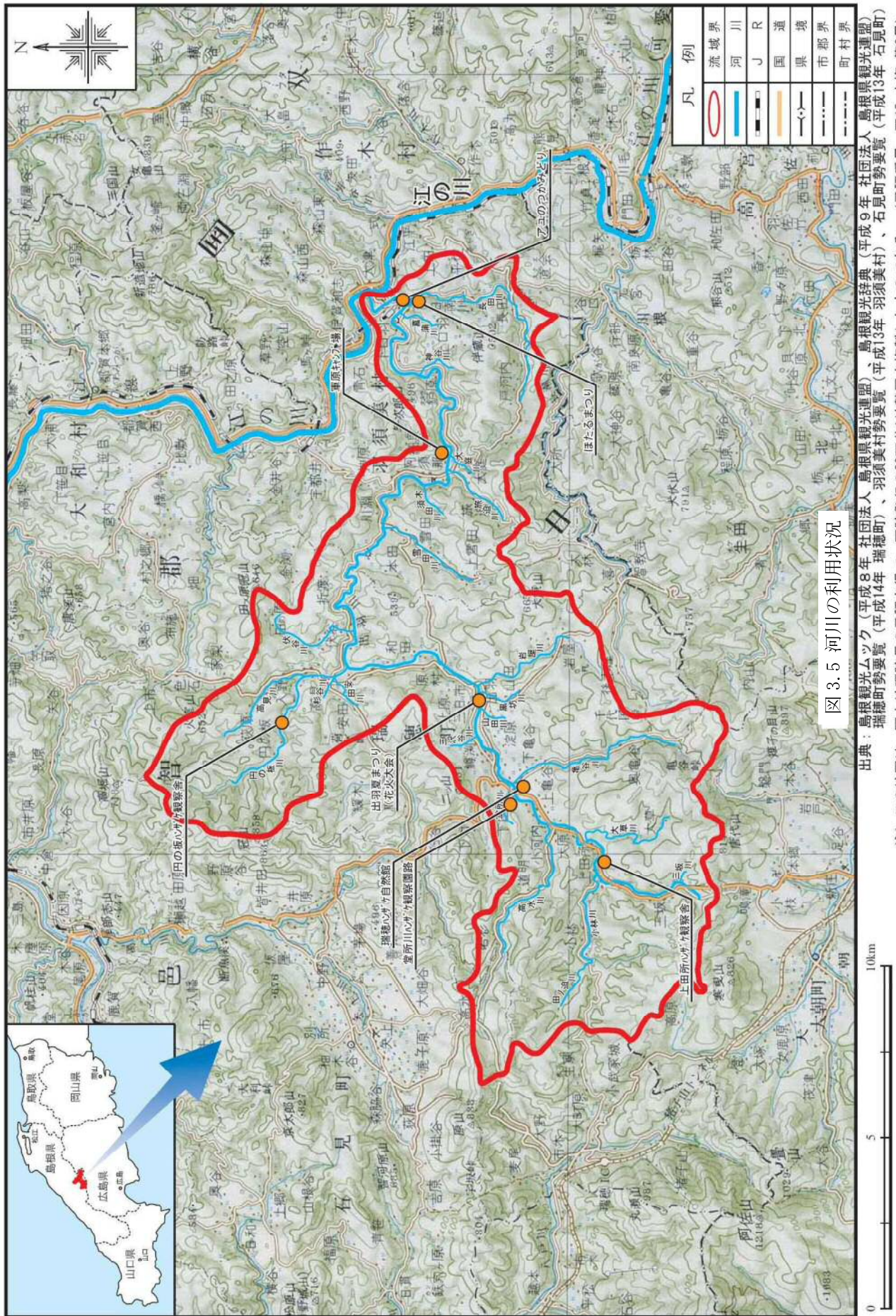
下流では、出羽川沿いに軍原キャンプ場があり、親水護岸も整備されています。アユ釣りや水遊び、昆虫採集など、川と山の自然が楽しめる場となっています。また、アユのつかみどりや長田川のほたるまつりなど、川に関わりのあるイベントも多く開催されています。



写真3.5 瑞穂ハンザケ自然館(HPより)



写真3.6 軍原キャンプ場(邑南町HPより)



(2) 河川環境の整備と保全に関する目標

河川整備を行う際には、水際に変化をつけ、瀬や淵、ワンドなどの現況を極力活かすとともに、河川護岸等には生態系に配慮した工法を用い、動植物の良好な生息・生育環境の保全に努め、多様な河川環境を確保します。

また、周辺の景観、流域の歴史・文化および背後地の利活用と調和した水辺空間の形成に努め、河川とのふれあいの場を創出するとともに、地域住民の活動と連携しつつ、美しい河川環境を維持するように努めます。

4. 河川の整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所

整備計画区間は、出羽川の上流域部に属し、役場をはじめ、学校・商店・家屋等が集まり浸水被害低減が最も必要となる邑南町出羽地区中心部、および中流部に位置し、家屋等が軒を連ねる伏谷地区です。

上記地区について、治水安全度を向上させるための河道改修を行います。

河川工事を実施する施行の場所及び種類は、表4.1及び図4.1のとおりです。

また、整備計画目標流量図を図4.2に示します。

表 4.1 施行の場所及び河川工事の種類

河川名	施行の場所	河川工事の種類
出羽川(出羽地区)	邑南町上原～邑南町鱒淵	掘削・護岸整備
出羽川(伏谷地区)	邑南町伏谷	掘削・引堤・護岸整備

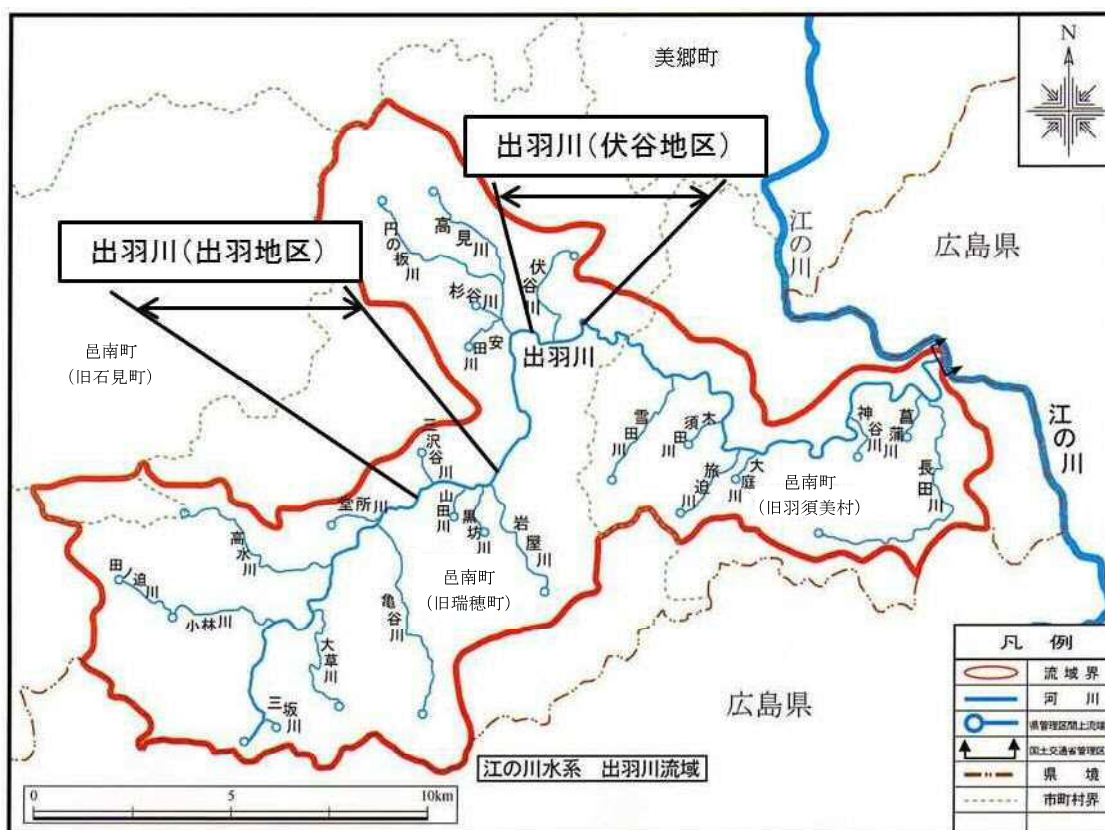


図 4.1 施行の場所図

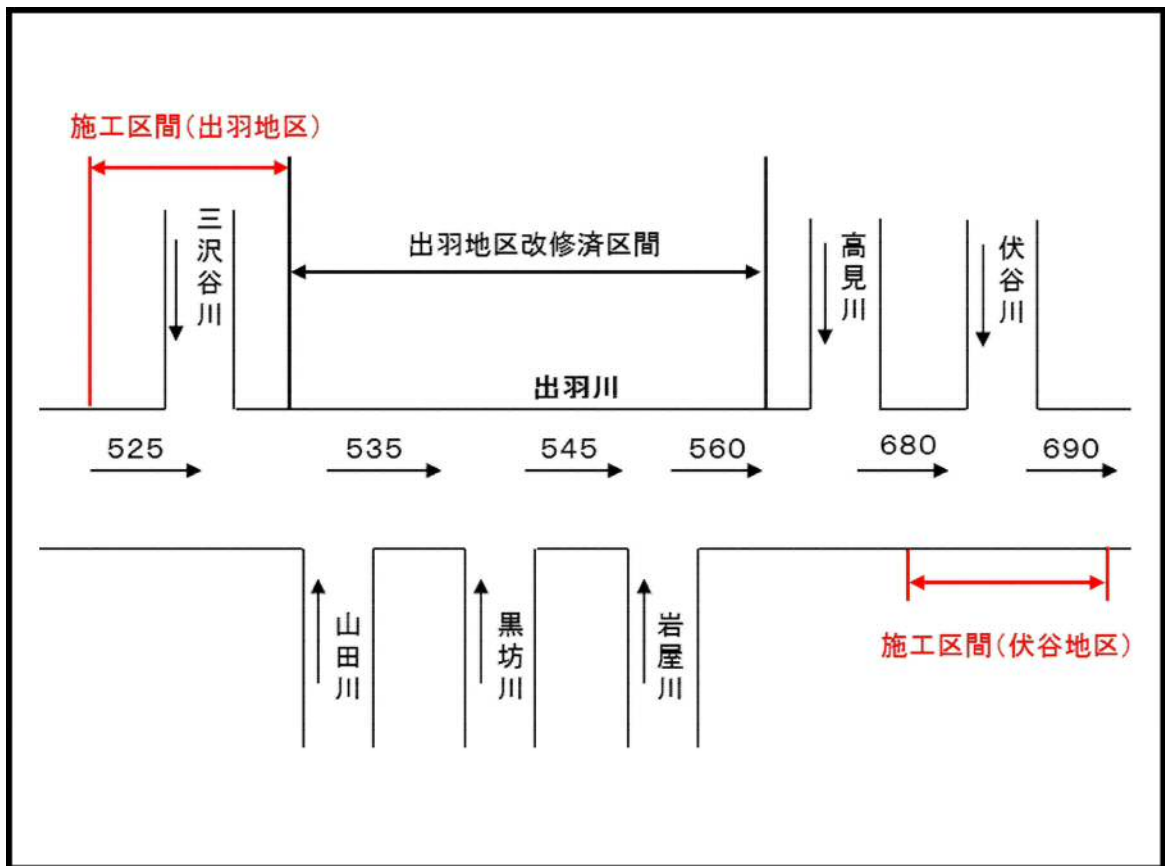


図 4.2 出羽川整備計画流量図 [単位 : m³/s]

(2) 当該河川工事の施行により設置される河道管理施設の機能の概要

改修にあたっては、現況の瀬や淵を極力活かしながら河道幅を拡幅し、護岸等は植生の復元や水際の多様化が図れる工法を用います。また、安全で適正な利用ができるよう、適所に階段やスロープ等を設けます。河床については、現況の形状を出来るだけ活かし、生態系の保全に配慮した計画とします。

なお、工事の実施において貴重種等の生育・生息および史跡等が確認された場合、各分野における専門家の意見を聴いたうえで現地の状況に応じた適切な処置を図ることとします。

① 出羽川(出羽地区)の河道改修

出羽川(出羽地区)の改修は、河床の掘削及び護岸の整備を行うことにより流下能力を確保し、沿川の家屋の浸水被害を防ぎます。

出羽地区の平面図、横断図を図4.3、図4.4に示します。

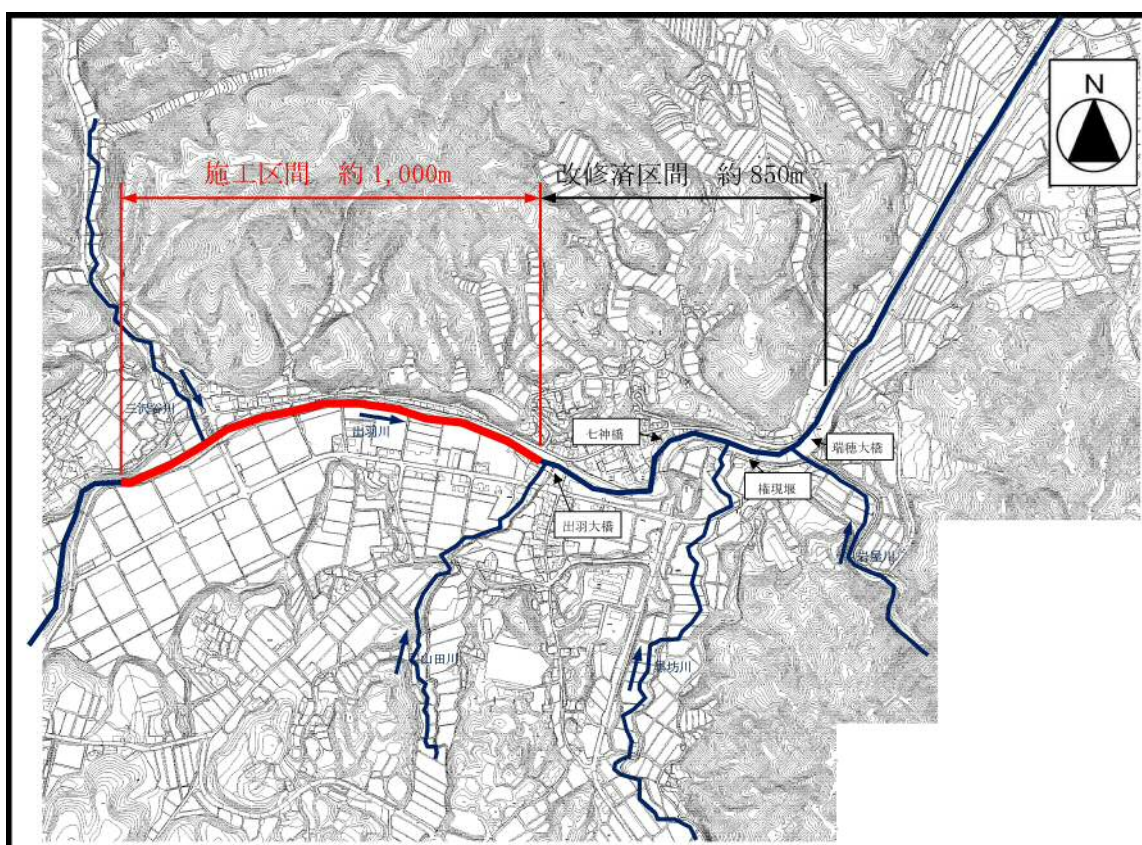


図 4.3 出羽地区平面図

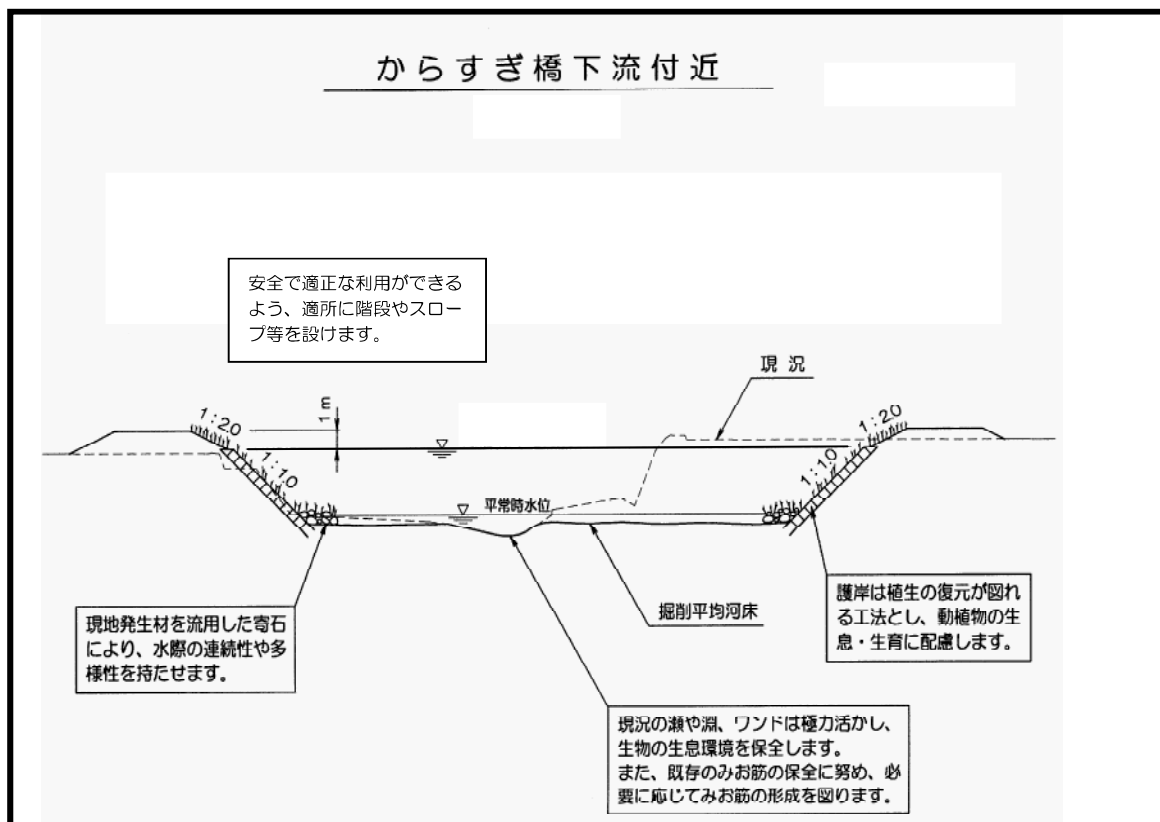


図 4.4 河道の横断形（出羽地区）

※改修におけるイメージ横断図です。実施にあたっては、現地の状況等を踏まえて変更することがあります。

② 出羽川(伏谷地区)の河道改修

出羽川(伏谷地区)の改修は、河床の掘削、引堤及び護岸の整備を行うことにより流下能力を確保し、沿川の家屋の浸水被害を防ぎます。

伏谷地区の平面図、横断面図を図4.5、図4.6に示します。

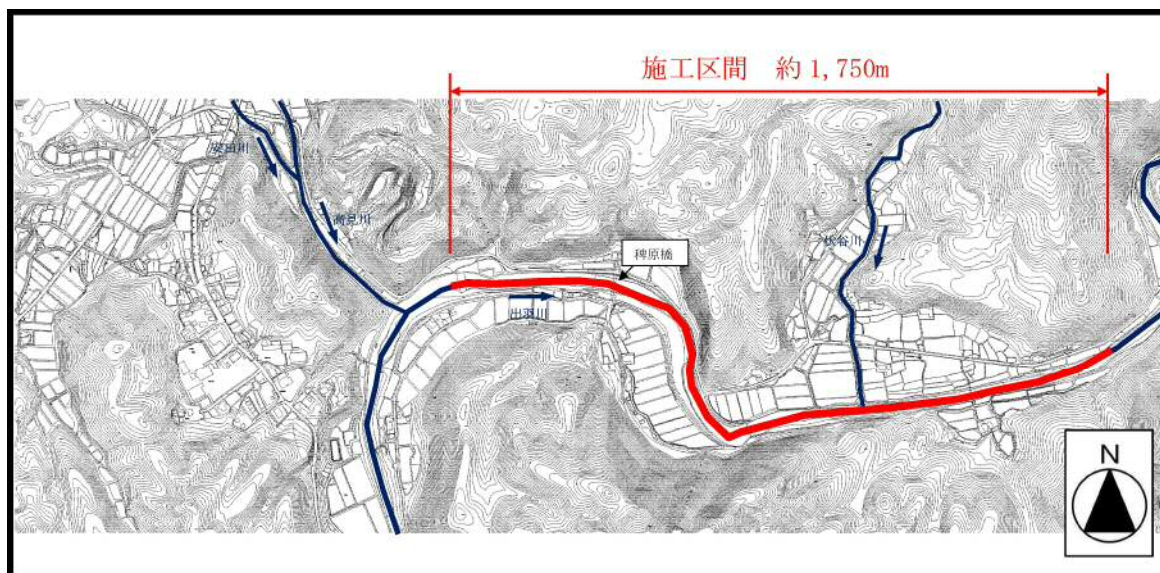


図 4.5 伏谷地区平面図

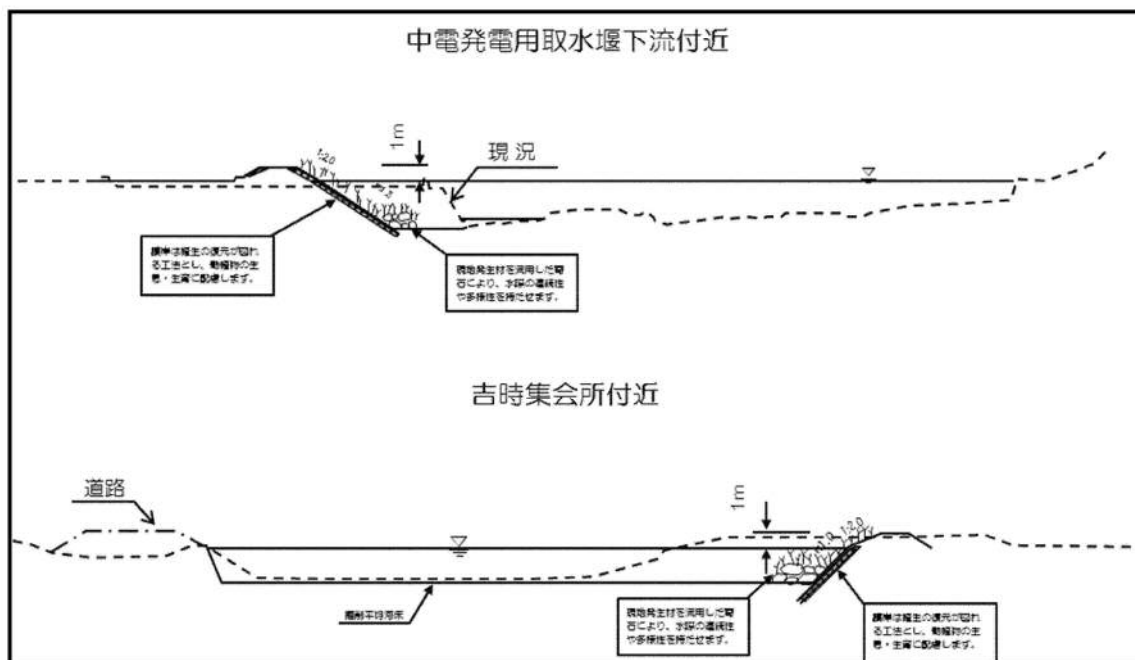


図 4.6 河道の横断形(伏谷地区)

※改修におけるイメージ横断面図です。実施にあたっては、現地の状況等を踏まえて変更することがあります。

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、生息種が豊富で水環境の良好な出羽川の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、河川の機能が維持されるよう、県が管理する河川全域において総合的に行います。

(1) 河道の維持管理

河道の流下能力を確保するため、流下能力への影響、河川管理施設への影響、地域状況等を考慮し、必要に応じて対策を実施します。

1) 河床の維持

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に阻害が生じる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水等による河床の低下は、護岸等の構造物の基礎が露出するなどして危険な状態となるため、早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

2) 伐採、除草等による維持

河道内立木の繁茂状況を定期的に調査し、洪水等の安全な流下や河川管理施設の管理に支障となる場合は、関係機関や愛護団体と連携・協力し、立木の伐採、除草等を計画的に行います。

(2) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、河川巡視や点検の実施により異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行います。

なお、許可工作物についても、河川管理施設と同様に適切な維持管理がなされるように施設管理者を指導します。

1) 堤防・護岸

堤防のクラック、護岸の目地切れや沈下、ブロックの脱落、はらみ出し等は、堤防・護岸の機能に支障が生じる原因となることから、発見した場合には必要な対策を講じます。

2) 樋門・樋管等

コンクリートの劣化、沈下、クラック等、施設の機能に支障が生じる原因を発見した場合には必要な対策を実施します。

(3) 河川敷地の維持管理

1) 河川敷地の適正な利用

河川敷地を良好な環境に保つため、占用者に対しては、施設の維持・点検・修復、安全面での管理体制および緊急時における通報連絡体制の確立等を指導し、適切な維持管理に努めます。

2) 不法投棄対策

不法投棄は河川環境を悪化させるため、河川巡視を行うとともに、関係機関と連携し適切に対応します。

5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

5.1 河川情報の提供

多様化する流域住民のニーズに応えるため、河川に関するパンフレットの作成や各種イベントの開催、及びインターネット等により、地域に対し河川事業に関する情報を広く提供することによって、河川愛護の普及や河川整備に広く理解が得られるよう努めます。

災害による被害の軽減を図るため、「島根県水防情報システム」等により、県内一円に配置した観測局で雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで収集、管理するとともに、「島根県総合防災情報システム」の「しまね防災ポータル」を通じて、流域の方々に河川に関する情報を提供します。

また、邑南町と連携して、非常時に危険箇所や避難場所等を示した洪水ハザードマップの普及推進を行うとともに、住民の安全や避難行動、地域防災活動を支援します。

5.2 地域や関係機関との連携

(1) 河川愛護活動の支援

出羽川をはじめ各河川は、地域の身近な自然環境として優れた自然体験の場であり、また地域の歴史・文化に触れる場であるとともに、河川美化活動等を通じて社会のルールやマナーを学ぶ場でもあります。出羽川流域の良好な河川環境を後世に引き継いでいくため、川に対する関心が高まるよう「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」などを通じて、地元自治会や関係機関と連携・協力して森林保全、河川愛護の普及・啓発、草刈、清掃等の河川美化活動の支援、地域で行われるイベントや活動等の地域づくりの支援に努めます。

(2) 学識経験者等との連携

多自然川づくりをはじめとして、河川整備の設計、施工に関しては、継続的な生物調査等を行い、関係機関の協力を得ながら必要に応じて学識経験者や関係分野の専門家などの意見が反映できるよう努めます。

(3) 緊急時における対応

河川整備段階での洪水や計画規模を上回る洪水に対しても、被害を最小限に食い止めるため、平常時から防災意識の向上を図り、関係機関と連携して河川水位や雨量情報などの取得方法を流域住民に周知します。また、邑南町との連携による水防活動の実施、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備等、関係機関や自主防災組織、地域住民等と協力して総合的な被害軽減対策を講じます。

洪水氾濫のおそれがある場合や発生時には、邑南町や自主防災組織など水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援します。また、異常渇水時には国土交通省と連携し河川情報を関係機関や地域住民に提供し、円滑な渇水調整に努めます。

水質事故が発生した場合には、「江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会」及び「島根県水質汚濁防止連絡協議会」を通じて事故状況の把握、関係機関への連絡、河川状況や水質の監視を行い、事故処理等を原因者及び邑南町や国土交通省などの関係機関と協力して行います。

(4) 施設管理者や他機関との調整

流域の視点に立った適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為は、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等の調整を図ります。

取水堰等の許可工作物については、治水上の安全性を保持するため、施設管理者に対し適切に管理するよう指導します。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して環境の保全にも配慮するよう指導します。

兼用工作物についても管理者間で調整し、適切な管理に努めます。

本書に掲載した下表の地図は、国土地理院の地図を複製したものである。

図面一覧表

ページ	図番	タイトル
10	図3.4	写真位置図